

資料番号

総務 7

令和5年5月29日

局 名 監査委員事務局

担 当 者 監査統括監 廣瀬

監査管理監 岡本

内 線 5113、5114

事 務 概 要

令和5年度

広島県監査委員

目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織、職員数及び事務分掌	2
3	令和5年度予算	4
4	主要業務の概要	5

参考資料

- ・令和4年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ） 8
- ・令和4年度重点行政監査「災害対策資機材等の調達及び管理状況について」の結果報告書（概要版） 10

1 監査委員の状況等

(1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第 195 条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

- ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）
- イ 一般行政事務についての監査（行政監査）
- ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）
- エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）
- オ 健全化判断比率等の審査
- カ 内部統制評価報告書の審査

(2) 委員の状況

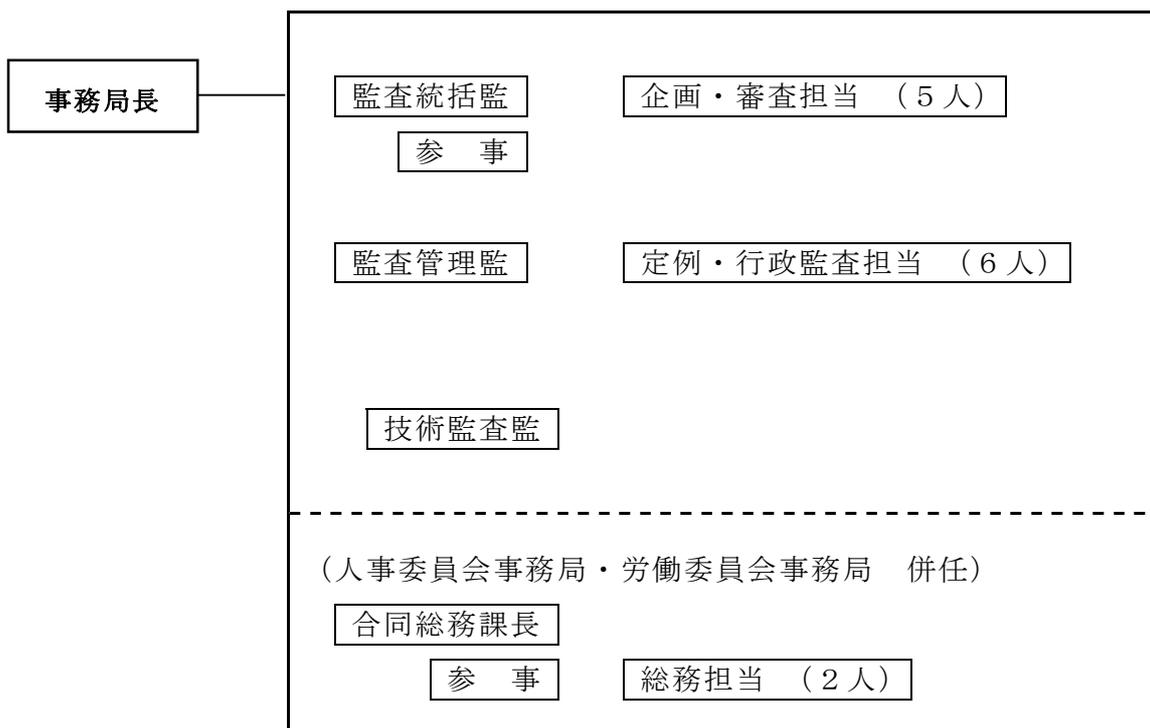
区 分		常・非常勤	氏 名	備 考
監 査 委 員	議員選任	非常勤	沖 井 純	
	議員選任	非常勤	山 下 智 之	
	識 見	非常勤	奥 兆 生	
	識 見	常 勤	三 田 利江子	代表監査委員

(参考)

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。（地方自治法第 195 条） 2 定数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、人口 25 万人以上の市</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table> ※ ただし、条例でその定数を増加することができる。	区 分	定数	都道府県、人口 25 万人以上の市	4 人	その他の市町村	2 人	1 知事が議会の同意議決を得て選任 2 議員のうちから選任する場合の委員数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、人口 25 万人以上の市</td> <td>2～1 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> ※ ただし、条例で議員のうちから選任しないことができる。 （本県の場合は、広島県監査委員条例により 2 人） 3 都道府県及び人口 25 万人以上の市については、識見委員のうち 1 人以上は常勤としなければならない。	区 分	委員数	都道府県、人口 25 万人以上の市	2～1 人	その他の市町村	1 人	1 議員選任委員 議員の任期 2 識見委員 4 年
区 分	定数													
都道府県、人口 25 万人以上の市	4 人													
その他の市町村	2 人													
区 分	委員数													
都道府県、人口 25 万人以上の市	2～1 人													
その他の市町村	1 人													

2 事務局組織、職員数及び事務分掌

(1) 組織



(※会計年度任用職員は除く。)

(2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	1
ほか職員	1 1
計	1 6

(ほかに 監査等事務従事員 1人、建築物等監査嘱託員 1人)

(3) 事務分掌

ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関する事
- (イ) 知事との協議に関する事
- (ウ) 各種会議に関する事
- (エ) 監査の研修に関する事
- (オ) 監査の広報、広聴に関する事
- (カ) 外部監査に関する事
- (キ) 監査委員の交代に関する事
- (ク) 決算審査に関する事
- (ケ) 例月出納検査に関する事
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関する事
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関する事
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関する事

イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関する事
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関する事
- (ウ) 行政監査の執行に関する事
- (エ) 随時監査の執行に関する事
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関する事
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関する事
- (キ) 直接請求による監査の執行に関する事
- (ク) 住民監査請求に関する事
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事

ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関する事
- (イ) 予算、決算及び会計に関する事
- (ウ) その他事務局の庶務に関する事

3 令和5年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和5 年度 当初 予算額	令和4 年度 当初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委員 費	25,957	25,952	5	—	—	25,957	1 委員報酬・給与費 委員4人 24,290 2 監査執行経費 1,667
2 事務 局 費	192,570	192,296	274	—	246	192,324	1 職員給与費 150,672 2 事務局運営費 23,791 3 外部監査事業費 18,107
計	218,527	218,248	279	—	246	218,281	

4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成28年3月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた3つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「広島県監査委員監査基準」に従って、質の高い監査を実施する。

(1) 監査業務の執行

ア 定例監査等（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第7項）

本庁、地方機関の事務の執行について、本庁は全部局（21部局）、地方機関は202機関中75機関を対象として監査を行う。

なお、監査のけん制機能を確保するため、抜き打ち的監査を必要に応じて実施する。

また、財政的援助団体等については、出資額等に応じて監査を行う。

【令和4年度実績及び令和5年度計画】

区 分		令和4年度実績		令和5年度計画				
		対象数	執行数	対象数	執行数	摘要		
県 の 機 関	本 庁	各部局		11	11	11	11	すべて実施
		行政委員会等		10	10	10	10	すべて実施
		(小 計)		(21)	(21)	(21)	(21)	
	地 方 機 関	知 事 部 局	西部・東部・北部 各事務所	16	10	16	11	総務事務所は毎年、その他は2年に1回
			その他	46	16	46	23	3年～5年に1回
		企業局（水道事務所等）		2	2	0	0	3年～5年に1回
		病院事業局		2	1	2	1	広島病院は2年に1回 安芸津病院は3年～5年に1回
		教 育 委 員 会	県立学校	100	15	100	32	3年～5年に1回
			その他	11	3	11	2	3年～5年に1回
		警察（警察署・警察学校）		27	6	27	6	3年～5年に1回
		抜き打ち的監査		—	0	—	0	必要に応じて実施
	(小 計)		(204)	(53)	(202)	(75)		
	合 計		225	74	223	96		
	財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人		30	10	30	14	出資比率等に応じ 2年～5年に1回
補 助 団 体 （ 1 千 万 円 以 上）		継続補助団体・ 5千万円以上/年	65	0	65	0	必要に応じて実施	
		その他	289	0	289	0		
		(小 計)	(354)	(0)	(354)	(0)		
指定管理者		54	13	52	26	概ね5年に1回		
合 計		438	23	436	40			
総 合 計		663	97	659	136			

イ 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

【参考：令和 4 年度のテーマ及び監査対象機関】（令和 5 年度は休止）

テ ー マ	監査の対象機関
災害対策資機材等の調達及び管理状況について	県地域防災計画における災害対策資機材等を管理している所属及び保管場所

ウ 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

（審査の対象）

- ・ 一般会計、特別会計
- ・ 基 金 市町振興基金
- ・ 公 営 企 業 会 計 病院事業会計
工業用水道事業会計
水道用水供給事業会計
流域下水道事業会計
土地造成事業会計

エ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

オ 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計、基金に係る現金の出納について、毎月おおむね 25 日に検査を行う。

カ 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

内部統制評価報告書の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

キ 住民監査請求による監査（地方自治法第 242 条）

住民等からの請求により、該当する財務に関する事務について、監査を行う。

【年度別請求件数】

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	3 件	3 件	2 件	1 件	9 件

ク 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要に応じ随時、財務に関する事務について、監査を行う。

ケ 知事及び議会の要求による監査（地方自治法第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項）

知事及び議会の要求により、該当する事務について、監査を行う。

(2) 外部監査の実施準備及び協力

ア 包括外部監査（地方自治法第 252 条の 27 から第 252 条の 38 まで）

知事の補助執行事務として、包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、包括外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

【令和 5 年度包括外部監査人】

税理士 松浦 隆敏（令和 5 年 4 月 1 日 包括外部監査契約締結）

イ 個別外部監査（地方自治法第 252 条の 39 から第 252 条の 44 まで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき、知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、契約締結後、個別外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

令和4年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

1 定例監査等の実施機関数

令和4年度監査基本計画に基づき県の機関72機関及び財政的援助団体等20団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項49件、改善を求める事項12件、検討要請事項8件である。

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	46	17	27	10	6
	教育委員会	19	7	10	0	0
	警察本部	7	4	3	0	1
	小 計	72	28	40	10	7
財政的援助団体等	出資等団体	8	4	6	2	1
	補助金交付団体	0	0	0	0	0
	公の施設の指定管理者	12	2	3	0	0
	小 計	20	6	9	2	1
合 計		92	34	49	12	8

※1 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、令和3年度の件数

内 容		指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	2(4)	0(0)	0(0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	7(21)	4(7)	1(3)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	13(13)	1(3)	2(1)
	工事(工事や補償に係る事務など)	11(6)	2(2)	4(1)
	その他(県機関における事務処理体制など)	7(7)	3(4)	0(2)
小 計		40(51)	10(16)	7(7)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	1(0)	1(0)	1(0)
	会計処理全般に係るもの	2(1)	0(0)	0(0)
	資産・負債関係に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	3(0)	1(1)	0(0)
	補助金等に係るもの	0(0)	0(1)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	3(0)	0(1)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(0)	0(0)	0(2)
小 計		9(1)	2(3)	1(2)
合 計		49(52)	12(19)	8(9)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 委託契約について、入札参加資格を有しない者と契約を締結していたもの（県立総合技術高等学校）
- 備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していたもの（商工労働局、議会事務局）
- 借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかったもの（環境県民局、農林水産局、議会事務局）
- フロン類を使用した機器について、簡易点検を実施していなかったもの（県立三次看護専門学校など3機関）
- 工事請負契約において、参考見積書の見積総額をそのまま設計金額として設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかったもの（環境県民局）
- 工事請負契約において、変更設計金額の算出にあたり、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかったもの（広島港湾振興事務所）
- 工事請負契約において、変更設計金額の算出にあたり、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかったもの（東部農林事務所）
- 工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかったもの（県立三次看護専門学校）
- 工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかったもの（県立広島病院、県立呉工業高等学校）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（商工労働局）
- 普通財産の貸付料の徴収について、収入手続が遅延していたもの（健康福祉局）

イ 改善を求める事項

- 委託契約について、随意契約を行う場合は、その適用について慎重に判断し、その根拠とした理由についても、県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとするよう求めたもの（県立農業技術大学校）
- 委託契約に係る設計積算において、過不足とならないよう適切な単価を用いて積算することを求めたもの（土木建築局）
- 工事請負契約において、緊急を要し、応急稟議により復旧工事等を業者に依頼した場合は、その後速やかに契約を行うことを求めたもの（広島水道事務所）

ウ 検討要請事項

- 全庁的な内部統制の推進を図る観点から、公共工事を担当していない機関においても、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう、建設工事の制度関係課と連携を図り、全庁的な仕組みづくりを要請したもの（総務局）
- 工事請負契約において、仕様書及び設計書の未作成や建設工事執行規則に定められた事務手続の不備など不適切な事務処理が見受けられた。毎年度一定程度の工事請負契約を執行していることから、関係法令等の理解と遵守について周知・徹底を図るとともに、内部統制における建設工事の制度関係課と連携を図り、業務が適正かつ効率的に執行できる仕組みづくりを要請したもの（環境県民局）
- 建設工事に係る内部統制の制度関係課として、公共工事を担当していない機関においても、建設工事執行規則を始めとする関係規定が遵守され、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう要請したもの（土木建築局）
- 随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載するよう求めたもの（健康福祉局）
- 緊急に整備を必要とする備品の購入方法について疑義が生じないよう、実情に応じた事務処理の方法を整理するなど、要綱の見直しを要請したもの（県立広島病院）

(2) 財政的援助団体等

- 委託契約において、随意契約することができる要件に該当していないにもかかわらず随意契約により契約を締結していたもの（広島県公立大学法人：指摘事項）
- 契約事務の適正な執行が確保されるよう効果的な研修の実施やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組の徹底を求めたもの（広島県公立大学法人：改善を求める事項）

令和4年度重点行政監査 「災害対策資機材等の調達及び管理状況について」 結果報告書（概要版）

1 監査の目的

近年、地震や集中豪雨等の災害が全国で頻発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されており、ひとたび巨大地震が発生すれば、本県でも広範囲にわたり甚大な被害が想定されていることから、災害対策の重要性がますます高まっている。

本県では、災害時の応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、広島県地域防災計画において「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」（以下「備蓄計画」という。）を定め、平常時から災害対策資機材等を備蓄している。

備蓄計画において、①備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定する、②備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある、③県は、原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める、などと規定されている。

災害対策資機材等の品目及び数量は、県以外が備蓄するものも含め、「広島県地域防災計画附属資料」（以下「附属資料」という。）に記載され、そのうち県が備蓄の実施主体となっている災害対策資機材等については、「広島県備蓄物資取扱要領」（以下「取扱要領」という。）、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」、「広島県水防計画書」（以下「水防計画」という。）に基づいて確保・保管されている。

そこで、災害時に災害対策資機材等が適切に供給され、県民の安全・安心が確保されることを目的として、県が備蓄している災害対策資機材等の確保及び管理状況等について監査を行った。

2 監査の対象

(1) 監査対象

備蓄計画等に基づき県が備蓄している災害対策資機材等

(2) 監査対象機関

附属資料に記載された、災害対策資機材等を管理している所属及び保管場所

3 監査の着眼点

- 災害対策資機材等は適切に確保されているか。（品目・数量）
- 災害対策資機材等は適切な場所に保管され、機能が維持されているか。（保管場所）
- 災害対策資機材等は災害発生時に迅速に活用できるよう管理されているか。（点検・訓練）

4 監査の実施内容

- (1) 本庁関係部局に対する聞き取り調査
（危機管理監、健康福祉局、土木建築局、警察本部）
- (2) 防災拠点施設及び地方機関等に対する実地調査（18か所）

5 監査委員意見

(1) 全体的所見

近年、線状降水帯による局地的な集中豪雨が全国で多発しており、本県においては、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などにより甚大な被害が生じている。また、関東から九州の広い範囲で大きな被害が発生するとされる南海トラフ地震は、政府の地震調査委員会による今後30年以内の発生確率が70%～80%と切迫した状況にあり、そのような中、県の災害対策資機材等が迅速に活用できるよう適切に管理されていることは重要である。

今回、県が備蓄している災害対策資機材等について行政監査を行った結果、備蓄計画等に沿って、おおむね適切に行われていることを確認したが、一部に課題が見受けられた。

今後、大規模な災害の発生が懸念される中、県においては、県民の生命・財産を守り、安心・安全が保たれるよう、公的備蓄のさらなる充実と機能の維持、災害時の即応性などの確保に努めていく必要がある。また、各部局の公的備蓄の状況を一元的に把握し、あるべき状態が維持されるよう県全体の備蓄に関するマネジメントを強化するとともに、県民に対して分かりやすく情報提供していくことが望まれる。県の関係機関においては、今回の監査結果を踏まえ、災害対策資機材等の適切な備蓄に努めていただきたい。

(2) 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

「監査の目的」等のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

水防計画で定められた水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画が樹立されていなかった。また、管内の水防管理団体に輸送経路図を提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部建設事務所東広島支所、東部建設事務所、東部建設事務所三原支所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所）

【改善を求める事項】

ア 令和4年度附属資料において、令和4年4月1日現在の状況として記載されている防災関係資機材の数量が、備蓄物資台帳上の数量ではなく、取扱要領で定められた備蓄必要量となっていた。

また、附属資料に記載されている資機材の規格や数量が実際と異なっていたほか、昭和48年に大竹市に貸し付けたオイルフェンスは、平成9年度に返納され処分の手続が行われていたものの、附属資料の記載を削除していなかった。

当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、附属資料に記載する内容は備蓄必要量ではなく、実際に保有する数量・規格にするとともに、情報の正確性を期する必要がある。（危機管理監危機管理課）

イ 倉庫の周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障をきたすおそれがあるものや、屋根や壁に穴や隙間が生じているにもかかわらず、十分な修繕等が行われていない倉庫があった。保管場所として継続して確保する必要がある倉庫については、本庁と連携して、適切に修繕等を実施する必要がある。（西部建設事務所呉支所、北部建設事務所庄原支所）

【検討要請事項】

ア 県が備蓄すべき災害対策資機材等を定めた規程のうち「取扱要領」については、危機管理監に対する令和4年7月の調査後、同年11月の見直しにより、地域住民用の防災関係資機材について、大規模地震を想定した備蓄を行わないことなどが決定されているが、この見直しについて、緊急支援先である市町との意見交換や情報共有はされていなかった。

今後予測される大規模災害に際して県の備蓄物資が有効に活用されるよう、平時から県と市町が緊密に連携し、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で、適切な品目と数量を設定するよう検討していただきたい。また、その上で不足する資機材については速やかに補充していただきたい。（危機管理監危機管理課）

イ 平成30年7月豪雨災害の際、支援物資として全国から届けられたビニールシートについて、有効活用を図るよう検討していただきたい。（危機管理監危機管理課）

ウ 令和元年度広島県水防計画書において、輸送経路や輸送計画をあらかじめ樹立するよう改正し、令和元年7月17日付けで各建設事務所等に、同月19日付けで各市町等に、改正後の水防計画を送付した際、通知文に主な改正点の記載がないなどのことから、建設事務所等に対し周知が十分図られていなかった。重要な改正を行う場合は、関係機関に対し改正内容が確実に周知される方法を検討していただきたい。（土木建築局道路河川管理課）

エ 資機材の保管場所が、災害時に被災するおそれがある区域内にあるものがあり、水防計画に定める、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画を作成する際は、保管場所の被災のおそれを考慮したものとしていただきたい。（土木建築局道路河川管理課）

オ 江田島市大柿町の水防倉庫については、備蓄物資の量に対して1階の保管スペースが不足しており、資機材の点検や発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念される。備蓄品目や数量の必要性を検討した上で、2階の空きスペースを活用するなど、適切な管理が行われるよう検討していただきたい。（西部建設事務所）

カ 府中市上下町の水防倉庫は福山市に所在する東部建設事務所が管理している。倉庫の鍵は東部建設事務所のみが管理しており、水防管理団体(府中市)からの提供要請への即応性に欠けるおそれがあるため、倉庫の予備鍵の貸与等について検討していただきたい。(東部建設事務所)

キ 警察本部のように随時訓練を実施している機関がある一方、平成 27 年を最後に訓練を実施していない機関があった。訓練等は緊急時に資機材や備蓄物資等を迅速に搬出する上で重要と考えられることから、資機材や備蓄物資等の搬出訓練等の定期的な実施を検討していただきたい。(危機管理監危機管理課、健康福祉局健康危機管理課、土木建築局道路河川管理課)